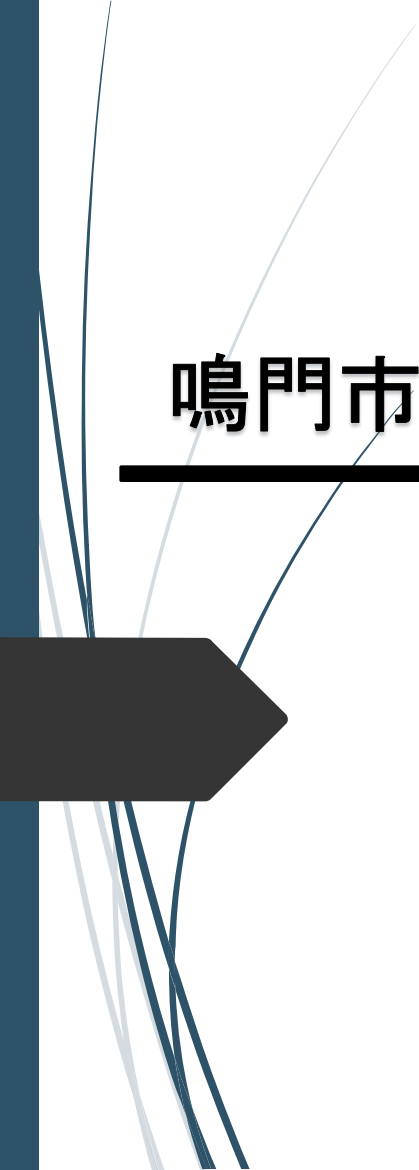


平成30年2月8日

鳴門市地域防災計画・水防計画修正の概要



修正の概要

1 計画修正の趣旨

地域防災計画は、県や市町村などがそれぞれの地域の状況を考慮して策定する計画となっている。国が災害対策基本法に基づき「防災基本計画」を策定し、その計画を基に県・市町村が地域防災計画を策定している。

本市では、平成29年4月の防災基本計画及び平成29年10月の徳島県地域防災計画の修正等を踏まえ、本計画の修正案をまとめた。

2 主な修正項目

①フェーズフリーの研究及び啓発

②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

③避難所運営体制の整備

④災害時用トイレ対策の推進

⑤妊産婦・乳児救護所の設置

⑥徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

①フェーズフリーの研究及び啓発

地域防災計画 K-2-1

新規

市は、平常時や災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」について研究を行い、市民への啓発を図るものとする。

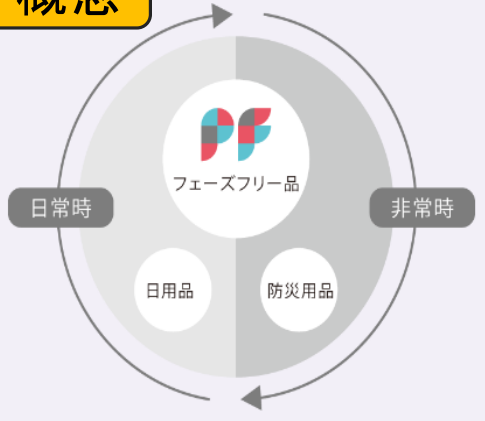
背景・概要

大きな災害が発生すると、その直後には社会的に防災意識が高まるが時間の経過とともに、その意識も薄れていくのが現状である。特に、日本では、過去様々な災害が高頻度で発生しているが、十分な備えが行われないうまま被害の発生を繰り返している。

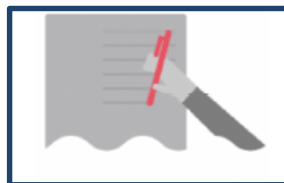
そこで、いつもの暮らしがある「平常時」と災害が起きた「災害時」という2つの局面（フェーズ）を分けるのではなく、「平常時」と「災害時」の両方に活用できるモノやサービス、アイデアによって備えを行う「フェーズフリー」という考えが生まれた。（スペラディウス㈱が商標登録。）

今後、市では、この新しい考えを研究し、ソフト面の防災対策に活用する。

概念

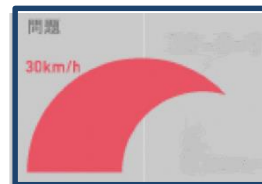


例



水に強いペン

日常時はもちろん、雨の中でも情報を伝えることができる。



教育・習い事

学びの中に災害時のシーンが描かれ、災害を感覚的に理解することができる。

いつも利用しているモノやサービスを、もしものときに役立てる！！！！

②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

地域防災計画 K-2-16、水防計画41

新規

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある施設で、本計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、**防災体制に関する事項や避難訓練等に関する事項を定めた避難計画を作成し、市町村に報告を行うものとする。**

背景・概要

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な被害が発生するなど、近年、全国各地で洪水や土砂災害等の水害が激甚・頻発化していることを踏まえ、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正された。

これにより、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務**となった。

洪水浸水想定区域

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、国及び県がそれぞれ指定（※）した河川について区域図を公表している。

※本市に関しては、**吉野川・旧吉野川・新池川**が指定されている。

土砂災害警戒区域

土砂災害の恐れのある区域で、県が指定している。

本市に関しては、**327箇所**が指定されている。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

③避難所運営体制の整備

地域防災計画 K-3-72～73

修正

避難所の運営は、地域住民による「**自主運営**」を基本とし、市職員や施設管理者は後方支援的に協力を行う。市は、「**鳴門市避難所運営マニュアル**」などを参考に、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。

市は、学校を避難所とする場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の開設や避難者の受入れなどの避難所運営については、自主防災会・教職員・市職員の役割分担等を決めた「**避難所運営支援計画**」を参考に実施するものとする。

背景・概要

「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」の際には、避難所運営に携わる可能性がある地域住民や自治体職員の役割分担を予め決めていなかった避難所の運営が円滑に行われなかったという事例があった。

また、大規模災害時には、行政自身も被災するとともに、災害対応業務に追われるため、市職員が中心となって避難所運営にあたることは非常に困難なことが想定される。こうしたことから、市は、**地域住民が主体となった避難所運営体制の整備**を図る。

特に、学校については、地域の防災拠点であることから、学校が避難所になることを想定して事前に自主防災会と教職員の役割を定めた「**避難所運営支援計画**」を策定し、避難所運営体制の整備を図る。

モデル地区

◎大麻町堀江地区

「鳴門市避難所運営マニュアル」及び「避難所運営支援計画」を参考に、避難所運営訓練を継続的に実施する。

避難所運営訓練の様子



④災害時用トイレ対策の推進

地域防災計画 K-3-73

新規

市は、「徳島県災害時快適トイレ計画」を参考に、携帯トイレや簡易トイレの備蓄など、災害時用トイレ対策の推進に努める。

背景・概要

「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」の際には、被災したライフライン(断水や停電、給排水管の損壊など)の途絶によるトイレ環境の悪化が、避難者の水分摂取抑制などに繋がり、「災害関連死」を招く一因となっている。

災害時のトイレ問題は、被災者の生命や健康を守るために、最優先で解決すべき事項であり、迅速で適切な対応が求められている。

このようなことから徳島県では、避難者が安心して快適に過ごせる環境を実現するため、「徳島県災害時快適トイレ計画」を平成29年3月に策定した。

市は、この「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、公助による避難所への災害時用トイレの備蓄や、自助や共助による災害時用トイレの備蓄を推進するよう啓発を行うなど、災害時用トイレ対策の推進に努める。

備蓄目標数

$$\begin{aligned} \text{備蓄目標数量} &= 20,000 \text{人} (\text{※注①}) \times 5 \text{回} (\text{※注②}) \times 3 \text{日} (\text{※注③}) \\ &= 300,000 \text{枚} - 51,700 \text{枚} (\text{※注④}) \\ &= \underline{248,300 \text{枚}} \end{aligned}$$

注① 避難者20,000人

注② 1日当たりの平均排泄回数

注③ 発災直後の3日間

注④ 本市の既備蓄数量



⑤妊産婦・乳児救護所の設置

地域防災計画 K-3-106

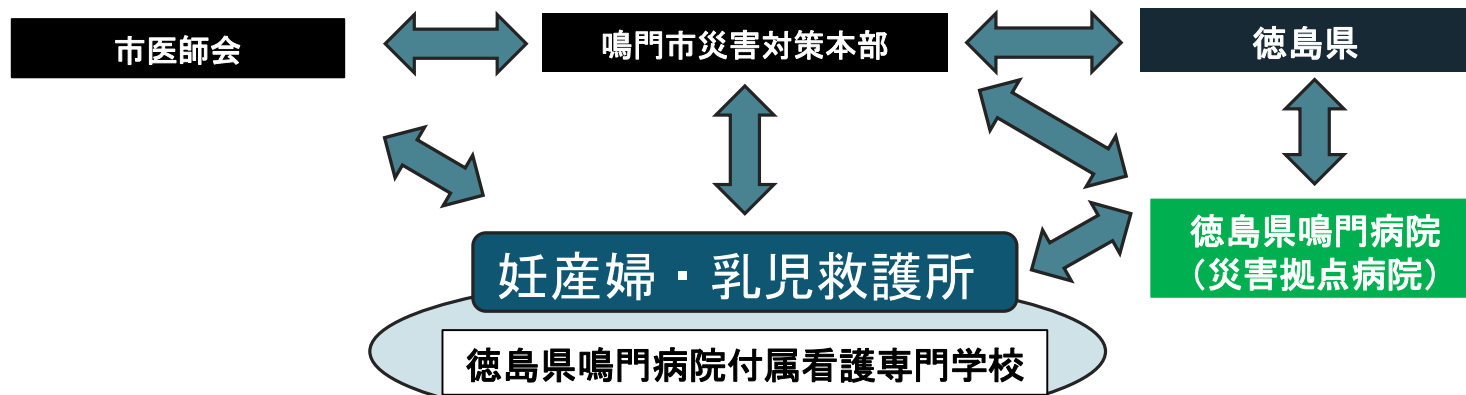
新規

災害時に、必要に応じて要配慮者である妊産婦や乳児の医療救護活動を行う妊産婦・乳児救護所を設置するものとする。

背景・概要

「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」では、要配慮者である妊産婦や乳児が十分な医療救護活動を受けることができなかったなどの事例が報告されており、災害時の支援体制には課題が残った。こうしたことから、大規模災害時には、妊産婦や乳児の医療救護活動を行う妊産婦・乳児救護所を「徳島県鳴門病院附属看護専門学校」に設置し、妊産婦・乳児の支援体制の充実を図る。

支援体制



⑥徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

地域防災計画 T-1-1~7

新規

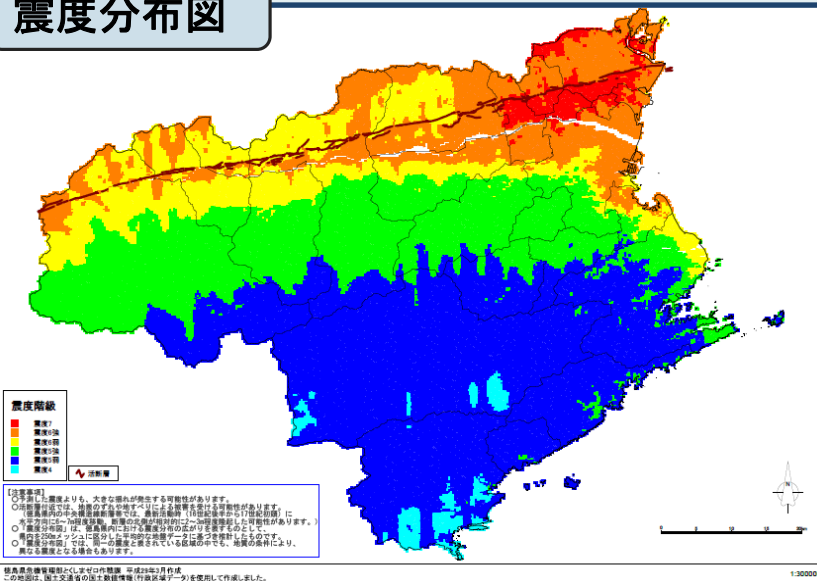
本市の直下型地震対策は、徳島県が公表した「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」を基本として実施する。

概要

県は、活断層の「ずれ」が大きな被害をもたらした熊本地震を踏まえ、中央構造線の「ずれ」による地震が発生した場合の震度分布図を平成29年3月に、被害想定を7月に公表した。

市では、被害想定と住宅の耐震化や家具の固定等の活断層地震対策について、出前講座や地域の防災訓練等を通して、市民の方に啓発を行う。

震度分布図



被害想定概要

	南海トラフ巨大地震	中央構造線・活断層地震
本市の最大震度	6強	7
被害の主な原因	① 津波、②揺れ	① 揺れ、②火災 ※津波による被害はない。
被害想定 (建物)棟	全壊 11,900 (うち津波による8,600 揺れによる2,900)	全壊 11,100 (うち揺れによる8,700 火災 による2,300)
(人的)人	死者 2,700 負傷者 1,400	死者 690 負傷者 2,400
(避難所生活者)人	1日後 20,000	1日後 18,300